

牟岐町老朽住宅解体費支援事業について

○どんな事業ですか？

住宅の所有者等が老朽化・廃屋化した（空き家）を解体するとき、その費用の一部を助成します。

○どんな住宅が対象となるの？

牟岐町内の空き家になって長年、放置されたままになっている木造住宅です。

倉庫、車庫等や既に解体した住宅は対象外です。（ブロック塀等の外溝部分は対象外）

町が規定する方法で、構造の腐朽、不良度及び耐震性をチェックし、その点数が補助の対象点（100点）以上となる住宅が対象です。

○いくら助成があるのか？

解体費用の2/3（上限60万円）が助成金です。

ただし、解体費用は、町長の定める基準により算出した額と施工業者から提出された見積額のいずれか少ない額とします。

例1）解体費用60万円の場合（個人20万円、助成金40万円）

2）解体費用120万円の場合（個人60万円、助成金60万円）

○補助金を受けられる方は？

ア 老朽化・廃屋の所有者

イ その他町長がアに掲げる者と同等と認める者

ウ ア又はイの町税滞納の無い方

○施工業者についての規定がありますか？

牟岐町が指名する業者に工事を発注してください。

○受付期間及び募集戸数は？

受付期間 平成26年6月2日～

募集戸数 11戸（先着順）

○申し込み方法は？

申込書類は、役場建設課にあります。ご記入の上、申し込んでください。

申込受付後、空き家の不良度をチェックするため、空き家の内部を見せていただきますので、立会をお願いいたします。



詳しくは、役場建設課（TEL72-3418）までお問い合わせください。

木造住宅の耐震診断募集について

1. 対象となる建物

牟岐町内の次の要件を満たす現在居住している木造住宅が対象です。

- ①平成12年5月31日以前に着工された住宅
- ②在来軸組工法や伝統工法により建築された住宅（枠組壁工法を含む）
- ③3階建て以下の住宅

（併用住宅、共同住宅・長屋、借家も含みます。）

2. 申込者

①対象となる住宅の所有者（貸家の場合は居住者の同意が必要）

3. 申込受付期間及び募集戸数

①平成26年6月2日～

②対象戸数30戸（先着順）

4. 耐震診断を行う診断員

①建築士で、県の診断員講習を受けています。

②（社）徳島県建築士事務所協会から派遣されます。（県知事印有の登録証携帯）

5. 自己負担

一戸建ての場合、3,000円必要です。（共同住宅の場合、6,000円）

